



# 三重県公報

令和5年3月28日 (火)

第 399 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
26	三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(廃棄物・リサイクル課)	3
27	都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(建築開発課)	5
28	三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	11
<b>告 示</b>			
186	地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務の委託	(税務企画課)	17
187	救急病院の認定	(医療政策課)	17
188	救急病院に該当しなくなった旨	(同)	17
189	地方自治法施行令第158条第1項の規定による使用料及び手数料の収納事務の委託	(子育て支援課)	17
190	地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(地域連携総務課)	18
191	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	19
192	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	20
193	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	21
194	同伴	(同)	21
195	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(同)	22
196	同伴	(同)	22
197	北勢中央公園の利用料金の承認	(都市政策課)	23
198	鈴鹿青少年の森の利用料金の承認	(同)	23
199	亀山サンシャインパークの利用料金の承認	(同)	24
200	大仏山公園の利用料金の承認	(同)	24
201	熊野灘臨海公園の利用料金の承認	(同)	25
202	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	25
203	教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(教育委員会)	26
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税収確保課)	26
	予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師	(感染症対策課)	27
	同伴	(同)	33
	同伴	(同)	33
	予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師の承諾の撤回	(同)	36
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	37
	同伴	(同)	37
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	38
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	38
	同伴	(同)	39
	基本測量が終了した旨の通知	(同)	39

公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 ) 39
同件	( 同 ) 39
公共測量が終了した旨の通知	( 同 ) 39
同件	( 同 ) 40
開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 ) 40
<b>特 定 調 達 公 告</b>	
一般競争入札を行う旨	( 警 察 本 部 ) 41
同件	( 同 ) 44

規 則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十八日

三重県知事 一 貝 勝 之

**三重県規則第二十六号**

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二号様式を次のように改める。

第 33 号様式（第 113 条関係）

表

	身 分 証 明 書	第 号	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>	所 属		5.5センチメートル
	職 氏 名	年 月 日 生	
		年 月 日 発 行 年 月 日 限 り 有 効	
<p>上記の者は、三重県生活環境の保全に関する条例第78条第1項又は同条第2項の規定により調査を行うものであることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">三重県知事 <span style="float: right;">印</span></p>			
9センチメートル			

裏

三重県生活環境の保全に関する条例（抜粋）

（調査等）

第78条 知事は、県が所有し、又は管理する土地において放置されている自動車（以下「放置自動車」という。）があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等（自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。以下同じ。）その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書をはり付けることができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解錠し、その目的を達成するために必要な範囲内で、車内の調査をすることができる。

（1）道路運送車両法第11条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。

（2）放置自動車の外部からの調査で所有者等が判明しないこと。

3 前2項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十七号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年三重県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>（都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書）</p> <p>第二十条 省令第六十条第一項又は第二項の規定による書面の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書（第十一号様式の二）を提出しなければならない。</p> <p>別表第二（第二十一条関係）</p>				<p>（都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書）</p> <p>第二十条 省令第六十条の規定による書面の交付を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書（第十一号様式の二）を提出しなければならない。</p> <p>別表第二（第二十一条関係）</p>			
区分	申請等の種類	書類の提出部数		区分	申請等の種類	書類の提出部数	
		建設事務所案件	本庁案件			建設事務所案件	本庁案件
一	(略)	(略)	(略)	一	(略)	(略)	(略)
二	(1) (略)	正本一部、副本二部。		二	(1) (略)	正本一部、副本二部。	
	(2) 省令第六十条第一項の規定による書面の交付の申請（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）	ただし、申請等に係る区域が二以上の市町にわたるときは、副本は開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）の数を、開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）を所管する建設事務所の数を加えた部数とする。			(2) 省令第六十条の規定による書面の交付の申請（法第五十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く。）	ただし、申請等に係る区域が二以上の市町にわたるときは、副本は（法第五十二条第一項の規定に適合していることを証する書面に、開発区域が存する市町（指定都市等及び事務処理市を除く。）を所管する建設事務所の数を加えた部数とする。	
三・四	(略)	(略)	(略)	三・四	(略)	(略)	(略)
五	(1)・(2) (略)	正本一部、副本二部。		五	(1)・(2) (略)	正本一部、副本二部。	
	(3) 省令第六十条第一項又は第二項の規定による書面の交付の申請（法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）	ただし、申請等に係る建築物が二以上の町にわたるときは、副本は建築しようとする建築物が存することとなる町の数に、その町を所管する建設事務所の数を加えた部数とする。			(3) 省令第六十条の規定による書面の交付の申請（法第五十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）	ただし、申請等に係る建築物が二以上の町にわたるときは、副本は建築しようとする建築物が存することとなる町の数に、その町を所管する建設事務所の数を加えた部数とする。	
備考 この表において「建設事務所案件」とは、三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第二十六号）別表第一県土整備部建築開発課の表				備考 この表において「建設事務所案件」とは、三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第二十六号）別表第一県土整備部建築開発課の表			

第七号の項の事務（第五号の項については、同表  
県土整備部都市政策課の表第一号の項の事務）に  
おいて、地域機関の決裁区分となるものを、「本  
庁案件」とは、本庁の決裁区分となるものをいう。

第八号の項の事務（第五号の項については、同表  
県土整備部都市政策課の表第一号の項の事務）に  
おいて、地域機関の決裁区分となるものを、「本  
庁案件」とは、本庁の決裁区分となるものをいう。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（細則第2条関係）

# 設計者資格証明書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者氏名

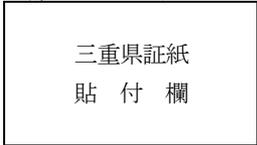
設計者の資格は次のとおりです。

設計者氏名			設計者住所		
建築士法等による資格	資格内容		取得年月日		登録又は合格の番号
	1級建築士 技術士（ 部門）		年 月 日		
学 歴	学校の名称	学部及び学科	履修した課程		修業年限
実 務 経 歴	勤務先	所在地		職 名	実務経験年数
設 計 経 歴	事業主体	工事施行者名	工事施行場所	開発区域の面積	許可の年月日 及 び 番 号
				ha	
その他設計者の資格要件に関する事項					
<p>設計者は、上記のとおり都市計画法施行規則第19条第（ ）号（ ）に該当する者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>使用者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名</p>					

- 備考 1 「学歴」欄は、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
- 2 「実務経歴」欄は、宅地開発に関する技術に関係のある経歴を記入すること。
- 3 「設計経歴」欄は、開発区域の面積が20ha以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書を作成した経歴を記入すること。
- 4 「許可の年月日及び番号」欄は、宅地造成及び特定盛土等規制法又は都市計画法の規定による許可の年月日及び番号を記入すること。
- 5 この証明書には、「学歴」欄に記載した学校の卒業証明書等を添付すること。

(規格A4)

第十一号様式の11を次のように改める。



第11号様式の2（細則第20条関係）

都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及  
び代表者氏名

連絡先 住所又は所在地  
氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

都市計画法施行規則第60条 { 第1項 } の規定により、下記のとおり申請します。  
{ 第2項 }

記

1 建築主の住所、氏名（上記申請者と同じ場合は記載不要）

住 所	
氏 名	

2 建築しようとする土地の所在地及び地番、地目、面積並びに許可の有無等

所在地及び地番			
地 目		面 積	
開発許可、建築許可等	有・無	年 月 日 第	号

3 建築物の用途、構造及び規模

工 事 種 別	新築	増築	改築	その他（ ）
用 途			構 造	
階 数			延 べ 床 面 積	㎡

4 適合していることの証明を受けようとする条、項及び号

<input type="checkbox"/>	都市計画法	第 条	第 項	第 号
<input type="checkbox"/>	都市計画法	<input type="checkbox"/> 第 29 条 <input type="checkbox"/> 第 43 条 <input type="checkbox"/> 第 条	の許可を要しない	

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 証 明 番 号	年 月 日 第 号

受  
付  
印  
欄

※県建設事務所	※市町
---------	-----

(規格A4)

- 備考1 「開発許可、建築許可等」欄は、開発等変更許可を受けている場合は、許可番号欄の空欄に括弧書きで最終の変更許可年月日及び番号も併せて記載すること。
- 2 三重県証紙は、貼付欄が足りない場合は裏面に貼付すること。また、三重県証紙は申請者において消印しないこと。
  - 3 4 適合していることの証明を受けようとする条、項及び号については、該当するものの口に✓をすること。また、許可を要しない場合（下段）は、該当する条の口に✓をすること。
  - 4 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 5 この申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 付近見取図（縮尺1/2, 500）
    - (2) 配置図（縮尺1/200）
    - (3) 平面図（縮尺1/100）
    - (4) 市街化調整区域に線引き以前からある既存建築物の増改築の場合は、次に掲げる書類
      - (ア) 当該土地及び建築物の登記事項証明書（これにより判断できない場合は市町長が発行する当該土地及び建築物の固定資産評価証明書（建設年度明示のもの）も必要とする。）
      - (イ) 当該建築物が適法に建築されたことを証明する公的書類（建築確認済証の写し等）
      - (ウ) 当該既存土地又は建物の状況を示す2面以上の現況写真
    - (5) 開発許可を要しない証明の場合
      - (ア) 現況と計画が判断出来る図面（盛土、切土、高さ、擁壁高等）
      - (イ) 当該土地の2面以上の現況写真
      - (ウ) 当該土地の全部事項証明書
    - (6) その他知事が必要と認める書類及び図面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五号様式の改正規定は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月二十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二十八号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(国等とみなされる法人)	(国等とみなされる法人)
第一条 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号。以下「条例」という。）	第一条 三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号。以下「条例」という。）
第六条第二項の規則に定める法人は、次に掲げるものとする。	第六条第二項の規則に定める法人は、次に掲げるものとする。
一・二 (略)	一・二 (略)
三 <u>地方共同法人日本下水道事業団</u>	三 <u>日本下水道事業団</u>
四～六 (略)	四～六 (略)
(排水施設に関する技術的細目)	(排水施設に関する技術的細目)
第十一条 (略)	第十一条 (略)
2 条例別表第一の三の項第五号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。	2 条例別表第一の三の項第五号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、 <u>崖崩れ</u> 又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。ことができる。	二 排水施設は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、 <u>がけ崩れ</u> 又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。ことができる。
三～七 (略)	三～七 (略)
(造成工事に関する技術的細目)	(造成工事に関する技術的細目)
第十二条 条例別表第一の四の項第六号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。	第十二条 条例別表第一の四の項第六号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。
一 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える <u>崖</u> 、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える <u>崖</u> 又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える <u>崖の崖面</u> は、擁壁でおおわなければならない。	一 切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える <u>がけ</u> 、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超える <u>がけ</u> 又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超える <u>がけのがけ面</u> は、擁壁でおおわなければならない。

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次のイ又はロに該当するものの崖面については、この限りでない。

イ (略)

ロ 土質がイの表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、イに該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、イに該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

一 前号の規定の適用については、小段等によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し、三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖を一体のものとしてみなす。

二 第一号の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の保全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

四 開発行為によつて生ずる崖の崖面は、擁壁でおおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

五・六 (略)

七 開発行為によつて生ずる崖の崖面をおおう擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十二条(同令第七章の八の準用に関する部分を除く。)の規定を準用する。

2 (略)

(書類の提出部数及び経由)

第十五条 条例又はこの規則の規定により提出する協議書、申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)の提出部数は次の表のとおりとし、当該申請書等に係る開発区域を管轄する市町の長を経由して提出しなければならない。

(略)	(略)
-----	-----

備考 この表において「建設事務所案件」とは、三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)別表第一県土整備部建築開発課の表第十三号の項の事務において、地域機関の決裁区分となるものを、「本庁案件」とは、本庁の決裁区分となるものをいう。

2 (略)

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次のイ又はロに該当するもののがけ面については、この限りでない。

イ (略)

ロ 土質がイの表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分。この場合において、イに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、イに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

一 前号の規定の適用については、小段等によつて上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し、三十度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとしてみなす。

二 第一号の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果がけの保全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、適用しない。

四 開発行為によつて生ずるがけのがけ面は、擁壁でおおおう場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によつて風化その他の侵食に対して保護しなければならない。

五・六 (略)

七 開発行為によつて生ずるがけのがけ面をおおう擁壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十二条(同令第七章の八の準用に関する部分を除く。)の規定を準用する。

2 (略)

(書類の提出部数及び経由)

第十五条 条例又はこの規則の規定により提出する協議書、申請書又は届出書(以下「申請書等」という。)の提出部数は次の表のとおりとし、当該申請書等に係る開発区域を管轄する市町の長を経由して提出しなければならない。

(略)	(略)
-----	-----

備考 この表において「建設事務所案件」とは、三重県事務決裁及び委任規則(平成十四年三重県規則第三十六号)別表第一県土整備部建築開発課の表第十四号の項の事務において、地域機関の決裁区分となるものを、「本庁案件」とは、本庁の決裁区分となるものをいう。

2 (略)

第 1 号様式（第 2 条関係）

# 宅地開発事業設計（変更）協議書

年 月 日

三重県知事 宛て

所在地  
 事業主 名称  
 代表者氏名  
 住所又は所在地  
 連絡先 氏名又は名称  
 担当者名  
 電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第 6 条第 2 項（第 9 条第 2 項）の規定により、次のとおり協議をします。

開発区域の位置							開発区域面積	㎡			
工事の着手予定及び完了予定の時期		着手予定年月日	年 月 日			完了予定年月日	年 月 日				
敷地の区画数		区画		予定建築物の用途							
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		自己居住用		自己業務用		その他のもの					
工事施行者	住所										
	氏名又は名称及び代表者氏名										
設	道 路	路線名	幅員	延長	面積	路面の種類	開発区域外への接続先の名称				
			m	m	㎡						
計	排水施設	番号	種類	形状	材料	内径又は内のり寸法	延長	放流先の名称			
						mm	m				
の	地盤の改良	地盤の状況		地盤の軟弱な部分の面積		地盤の改良の方法					
				㎡							
概	崖面の保護の方法	崖の番号		崖面の保護の方法							
要	擁 壁	番号	構造		高さ	延長					
			造		m	m					
の	給水施設	種類	形状	材料	内径又は内のり寸法	延長	取水の方法				
					mm	m					
要	消防水利	種類	能 力								
			常時貯水量	m <sup>3</sup>		地盤面からの落差	m				
		取水可能量	m <sup>3</sup> /分		取水部分の水深	cm					

受付印欄

※建設事務所	※市町
--------	-----

※受付番号	年 月 日 第 号
※（変更）確認の年月日及び番号	年 月 日 第 号

(規格 A 4)

添付書類（図面等）に○印を付けること。		
	市町長の意見書（事務処理市を除く。）	(18) 汚水施設計画平面図
(1)	設計説明書（自己居住用を除く。）	(19) 給水施設計画平面図（自己居住用を除く。）
(2)	地番表（3筆以上の場合）	(20) 崖断面図
(3)	消防協議の経過を示す書面	(21) 擁壁断面図
(4)	申請区域外の工事施行許可書等	(22) 防火水槽構造図
(5)	土地（建物）登記事項証明書	(23) 排水施設構造図
(6)	地籍図（公図）の写し	(24) 流末水路構造図
(7)	開発区域位置図	(25) 道路計画平面図（自己居住用を除く。）
(8)	開発区域区域図	(26) 道路計画縦断面図（自己居住用を除く。）
(9)	現況図	(27) 道路断面図（自己居住用を除く。）
(10)	地籍図（公図）集合図	(28) 排水計画縦断面図（自己居住用を除く。）
(11)	求積図（全体及び各公共施設）	(29) 構造計算書（又は建築確認済証（写し））
(12)	実測図に基づく公共施設の新旧対照図	(30) 安定計算書
(13)	土地利用計画図	(31) 予定建築物の図面（平面図・立面図）
(14)	造成計画平面図	(32) その他知事が必要と認める書類
(15)	造成計画断面図	
(16)	土工定規図	
(17)	雨水施設計画平面図	

備考1 宛先は、三重県の事務処理の特例に関する条例の規定により知事の権限に属する事務の一部を処理することとされた市町にあっては当該市町の長とすること。

- 2 「予定建築物の用途」欄は、住宅、店舗併用住宅、事務所、共同住宅、工場、劇場、公会堂、病院、学校、マーケット、倉庫等の区別を記入すること。
- 3 「路面の種類」欄は、砂利敷、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の区別を記入すること。
- 4 排水施設の「種類」欄は、側溝、街渠、集水ます、マンホール、管渠、排水樋門、排水水門等の区別を記入すること。
- 5 「地盤の状況」欄は、地盤の土質を記入し、「地盤の改良の方法」欄は、土の置換え、水抜き等の措置を記入すること。
- 6 「崖面の保護の方法」欄は、擁壁でおおわない崖面について石張り、芝張り、モルタル吹付け等の措置を記入すること。
- 7 擁壁の「構造」欄は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造等の区別を記入すること。
- 8 給水施設の「種類」欄は、給水管、給水タンク等を記入し、「取水の方法」欄は、市町の上水道、簡易水道、井戸等の区別を記入すること。
- 9 消防水利の「種類」欄は、消火栓、防火水そう、プール、河川、池等の区別を記入すること。
- 10 変更協議の場合は、変更のある部分について該当欄に変更前の内容と変更後の内容を対照して記入（変更後の内容については、朱書による。）し、下欄も記入すること。なお、「当初確認日及び番号」欄は、変更協議を行っている場合は、空欄に括弧書きで最終変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。
- 11 協議後に設計の変更等が生じた場合に提出する書類中「確認日及び番号」欄は、表面の「（変更）確認の年月日及び番号」欄に記載された内容を記入すること。

変更の場合	当初確認日及び番号	年 月 日 第 号
	変更の理由	

第2号様式（第3条関係）

# 宅地開発事業設計（変更）確認申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

事業主 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名  
住所又は所在地  
連絡先 氏名又は名称  
担当者名  
電話及びファクシミリ

三重県宅地開発事業の基準に関する条例第6条第1項（第9条第1項）の規定により、次のとおり確認の申請をします。

開発区域の位置								開発区域 面積	m <sup>2</sup>
工事の着手予定及び完了予定の時期		着手予定 年月日	年 月 日			完了予定 年月日	年 月 日		
敷地の区画数		区画		予定建築物の用途					
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別		自己居住用		自己業務用		その他のもの			
工事 施行者	住所								
	氏名又は名称及び代表者氏名								
設 計 の 概 要	道 路	路線名		幅員	延長	面積	路面の種類	開発区域外への接続先の名称	
				m	m	m <sup>2</sup>			
	排水施設	番号	種類	形状	材料	内径又は内のり寸法	延長	放流先の名称	
						mm	m		
地盤の改良	地盤の状況		地盤の軟弱な部分の面積			地盤の改良の方法			
			m <sup>2</sup>						
崖面の保護の方法	崖の番号		崖面の保護の方法						
擁 壁	番号	構造			高さ	延長			
			造			m	m		
給水施設	種類	形状	材料	内径又は内のり寸法		延長	取水の方法		
					mm	m			
消防水利	種類	能 力							
			常時貯水量		m <sup>3</sup> 地盤面からの落差		m		
		取水可能量		m <sup>3</sup> /分 取水部分の水深		cm			

受付 印 欄	※建設事務所	※市町

※受付番号	年 月 日 第 号
※（変更）確認の年月日及び番号	年 月 日 第 号

（規格A4）

<p><b>証 紙 貼 付 欄</b> (手数料は正本のみ)                  (事務処理市においては当該市町の定める納付方法による。)</p>			
1)	2)	3)	4)
〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕	〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕	〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕	〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕
5)	6)	7)	8)
〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕	〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕	〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕	〔 証紙貼付欄 全面的り付 〕
手 数 料 額		円	
添付書類 (図面等) に○印を付けること。			
	市町長の意見書 (事務処理市を除く。)		(18) 汚水施設計画平面図
	(1) 設計説明書 (自己居住用を除く。)		(19) 給水施設計画平面図 (自己居住用を除く。)
	(2) 地番表 (3筆以上の場合)		(20) 崖断面図
	(3) 消防協議の経過を示す書面		(21) 擁壁断面図
	(4) 申請区域外の工事施行許可書等		(22) 防火水槽構造図
	(5) 土地 (建物) 登記事項証明書		(23) 排水施設構造図
	(6) 地籍図 (公図) の写し		(24) 流末水路構造図
	(7) 開発区域位置図		(25) 道路計画平面図 (自己居住用を除く。)
	(8) 開発区域区域図		(26) 道路計画縦断面図 (自己居住用を除く。)
	(9) 現況図		(27) 道路断面図 (自己居住用を除く。)
	(10) 地籍図 (公図) 集合図		(28) 排水計画縦断面図 (自己居住用を除く。)
	(11) 求積図 (全体及び各公共施設)		(29) 構造計算書 (又は建築確認済証 (写し))
	(12) 実測図に基づく公共施設の新旧対照図		(30) 安定計算書
	(13) 土地利用計画図		(31) 予定建築物の図面 (平面図・立面図)
	(14) 造成計画平面図		(32) その他知事が必要と認める書類
	(15) 造成計画断面図		
	(16) 土工定規図		
	(17) 雨水施設計画平面図		

備考1 第1号様式の備考の1から9までの規定による。

2 変更申請の場合は、変更のある部分について該当欄に変更前の内容と変更後の内容を対照して記入 (変更後の内容については、朱書による。) し、下欄も記入すること。なお、「当初確認日及び番号」欄は、変更確認を受けている場合は、空欄に括弧書きで最終変更確認年月日及び番号も併せて記入すること。

変 更 の 場 合	当初確認日及び番号	年 月 日	第 号
	変更の理由		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第一条及び第十五条の各改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 186 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、三重県の自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務を次のとおり委託します。

なお、地方自治法施行令第 158 条の 2 第 1 項の規定による三重県の自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の収納事務の委託（令和 4 年三重県告示第 298 号）は令和 5 年 3 月 31 日限り廃止します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 187 号

次の病院を救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急病院として認定しました。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	認定の効力が生ずる日	認定が効力を有する期限
医療法人全心会 伊勢ひかり病院	伊勢市御薮町高向 810-1	令和 5 年 3 月 1 日	令和 8 年 1 月 29 日

三重県告示第 188 号

次のとおり救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に規定する救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されました。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

救急病院の名称	救急病院の所在地	救急病院に該当しなくなった日
医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐 2 丁目 7 番 28 号	令和 5 年 2 月 28 日

三重県告示第 189 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立子ども心身発達医療センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先  
東京都千代田区神田駿河台四丁目 6 番地  
株式会社ニチイ学館
- 2 委託期間  
令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 190 号**

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

地域連携部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

地域連携部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 241 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域連携・交通部関係補助金等交付要綱

第 1 条、第 3 条及び第 4 条中「地域連携部関係補助金等」を「地域連携・交通部関係補助金等」に改める。

別表 1(1)の表第 4 号の項(E)の欄を次のように改める。

市町 土地改良区、土地改良区連合、土地 区画整理組合、農 業協同組合、農業 協同組合連合会、 森林組合、生産森 林組合、森林組合 連合会及び農業委 員会
--

別表 1(2)の表第 10 号の項を次のように改める。

10	高齢者等の移動手段確保事業費補助金	次世代モビリティ等を活用した取組及び交通分野、福祉分野等が連携した取組により、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保を図る。	市町等及び事業者が行う移動手段確保に要する経費	別に定める。	市町等及び事業者
----	-------------------	--	-------------------------	--------	----------

別表 1(3)の表に次のように加える。

4	地域活性化支援事業補助金	過疎地域等の条件不利地域において魅力及び活力ある地域づくりを推進する。	市町が実施する住民の身近な生活課題を解決するための取組又は地域の特色を生かした活性化の取組に要する経費	1/2 以内	別に定める市町
---	--------------	-------------------------------------	---	--------	---------

別表 1(6)の表中「南部地域活性化局関係」を「南部地域振興局関係」に改め、第 1 号の項を削り、第 2 号の項を第 1 号の項とし、第 3 号の項を第 2 号の項とし、第 4 号の項及び第 5 号の項を削り、第 6 号の項を第 3 号の項とし、第 7 号の項を削り、第 8 号の項を第 4 号の項とし、同表に次のように加える。

5	熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金	伊勢路全域で統一感のある道標等の整備を促進し、安全かつスムーズに伊勢路を踏破できるよう受入環境の充実を図る。	別に定める道標等の整備に要する経費	1/3 以内	別に定める。
---	--------------------	--	-------------------	--------	--------

別表 2 を次のように改める。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	地籍調査費負担金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
2	社会資本整備円滑化地籍整備交付金		
3	地籍整備推進調査費補助金		
4	地域間幹線系統確保維持費補助金		

5	NPO等運営バス支援補助金		
6	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める処分期間に相当する期間	
7	幹線鉄道等活性化事業費補助金		
8	鉄道駅耐震補強事業費補助金		
9	鉄道施設耐震補強事業費補助金		
10	鉄道災害復旧事業費補助金		
11	鉄道施設安全対策事業費補助金		
12	地域交通体系整備費補助金		
13	事業調整制度補助金	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間	
14	市町村振興事業基金交付金		
15	地域活性化支援事業補助金		
16	スポーツ団体等活性化補助金		
17	新三重武道館整備費補助金		
18	レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金		
19	南部地域活性化基金事業費補助金		
20	離島航路船舶新造事業補助金		補助事業により取得した離島航路用船舶及び附属する設備
21	東紀州地域産業活性化事業費補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
22	熊野古道伊勢路道標等整備事業費補助金		

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- この告示による改正前の地域連携部関係補助金等交付要綱（次項において「旧告示」という。）の規定により交付された補助金等に係る財産処分の制限、証拠書類の保存その他の条件については、なお従前の例による。
- この告示の施行前に旧告示に規定する補助金等についてなされた手続は、この告示に規定する補助金等についてなされた手続とみなす。

三重県告示第 191 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度
      - 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 192 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
日永カヨーショッピングセンター  
四日市市日永四丁目 2 番 41 号
- 2 変更事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前)

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場 1	900 台	縦覧による
駐車場 2	268 台	縦覧による
駐車場 3	392 台	縦覧による
合計	1,560 台	

(変更後)

駐 車 場	収容台数	位 置
駐車場 1	578 台	縦覧による
駐車場 2	268 台	縦覧による
駐車場 3	392 台	縦覧による
合計	1,238 台	

- (2) 駐車場の自動車の出入口の数  
(変更前)  
26 ヶ所  
(変更後)  
25 ヶ所

- 3 変更年月日

- 2の(1) 令和5年10月14日
- 2の(2) 平成23年6月23日
- 4 変更理由
  - 2の(1) 駐車需要に即した台数を確保するため
  - 2の(2) 地主との賃貸借契約の終了のため
- 5 届出の日
  - 令和5年2月14日
- 6 届出等の縦覧場所
  - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
  - 令和5年3月28日から令和5年7月28日まで
  - 開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第193号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
石鏡3	鳥羽市石鏡町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第194号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
宝門	志摩市大王町波切 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西谷	志摩市大王町名田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮ノ谷	志摩市志摩町片田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
迫子3	志摩市浜島町迫子 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鶴方2(1)	志摩市阿児町鶴方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
タチメ1(1)	志摩市阿児町鶴方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
林山1	志摩市阿児町安乗 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御座8	志摩市志摩町御座 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北草1	志摩市阿児町国府 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

カヤウ 2	志摩市阿児町鶴方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
和具 10	志摩市志摩町和具 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
片田 13	志摩市志摩町片田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神明 54	志摩市阿児町神明 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 195 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
石鏡 3	鳥羽市石鏡町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 6 月 21 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 196 号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項	指定年月日
宝門	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 8 月 18 日
西谷	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 29 年 8 月 18 日
宮ノ谷	志摩市志摩町片田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 10 月 28 日
迫子 3	志摩市浜島町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 30 年 11 月 30 日
鶴方 2(1)	志摩市阿児町鶴方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 24 日
タチメ 1(1)	志摩市阿児町鶴方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 24 日
林山 1	志摩市阿児町安乗 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 24 日
御座 8	志摩市志摩町御座	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 27 年 11 月 20 日

	(詳細は次の図のとおり)			
北草 1	志摩市阿児町国府 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 24 日
カヤウ 2	志摩市阿児町鶴方 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 26 年 3 月 24 日
和具 10	志摩市志摩町和具 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 10 月 28 日
片田 13	志摩市志摩町片田 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 10 月 28 日
神明 54	志摩市阿児町神明 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	平成 28 年 10 月 28 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 197 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、北勢中央公園の利用料金を次のとおり承認しました。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定管理者  
株式会社名阪造園  
代表取締役 田中 清平
- 2 利用料金の額

種別	単位	金額
1 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
2 公園施設を利用する場合		
(1) 野球場	1 時間	児童生徒等 550 円 その他の者 1,100 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 5,500 円を加算した額とする。)
(2) 野球場付属施設等（本部室、放送室及び放送設備をいう。)	1 時間	児童生徒等 330 円 その他の者 660 円
(3) テニスコート	1 時間 1 面	児童生徒等 330 円 その他の者 550 円 (夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 1,100 円を加算した額とする。)

備考 金額が、時間、日又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日  
令和 5 年 3 月 15 日
- 4 利用料金の適用年月日  
令和 5 年 4 月 1 日

**三重県告示第 198 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、鈴鹿青少年の森の利用料金を次のとおり承認しました。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定管理者  
鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

代表取締役 益田 直樹

2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37円
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,320円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37円

備考 金額が、日又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

令和5年3月15日

4 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

三重県告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、亀山サンシャインパークの利用料金を次のとおり承認しました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

1 指定管理者

サンシャインパークGM

代表者 亀山サンシャインパーク株式会社

代表取締役 北川 亨

2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37円
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,320円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37円

備考 金額が、日又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

令和5年3月15日

4 利用料金の適用年月日

令和5年4月1日

三重県告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、大仏山公園の利用料金を次のとおり承認しました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

1 指定管理者

有限会社太陽緑地

代表取締役 吉川 信吾

2 利用料金の額

種別	単位	金額
1 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37円
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,320円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37円
2 公園施設を利用する場合		
(1) 野球場	1時間	児童生徒等 550円 その他の者 1,100円

(2) テニスコート	1時間1面	(夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 5,500 円を加算した額とする。) 児童生徒等 330 円 その他の者 550 円
(3) ゲートボール場	1時間1面	(夜間照明設備を利用する場合は、上記の金額にそれぞれ 1,100 円を加算した額とする。) 0 円

備考 金額が、時間、日又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日  
令和5年3月15日
- 4 利用料金の適用年月日  
令和5年4月1日

**三重県告示第 201 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、熊野灘臨海公園の利用料金を次のとおり承認しました。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定管理者  
紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社  
代表取締役社長 小山 敏明

2 利用料金の額

種別	単位	金額
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額 1 平方メートル	37 円
(2) ロケーションを行うもの	日額 1 台	1,320 円
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額 1 平方メートル	37 円

備考 金額が、日又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

- 3 利用料金の承認年月日  
令和5年3月15日
- 4 利用料金の適用年月日  
令和5年4月1日

**三重県告示第 202 号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、鳥羽市及び志摩市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一見勝之

実施の期日		実施の場所
令和5年5月8日（月）	午前 10 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	女性等活動拠点施設
令和5年5月8日（月）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 浦村支所
令和5年5月9日（火）	午前 10 時から 午後 3 時まで	鳥羽市保健福祉センターひだまり
令和5年5月10日（水）	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	鳥羽磯部漁業協同組合 答志支所
令和5年5月11日（木）	午後 1 時から	鳥羽磯部漁業協同組合 菅島支所

	午後 3 時まで	
令和 5 年 5 月 12 日 (金)	午前 11 時から 午後 1 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 桃取町支所
令和 5 年 5 月 15 日 (月)	午後 0 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	鳥羽磯部漁業協同組合 和具浦支所
令和 5 年 5 月 16 日 (火)	午後 0 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	神島開発総合センター
令和 5 年 5 月 17 日 (水)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	坂手定期船待合所
令和 5 年 5 月 18 日 (木)	午前 11 時から 午後 3 時まで	志摩文化会館
令和 5 年 5 月 19 日 (金)	午前 11 時から 午後 3 時まで	志摩市大王公民館
令和 5 年 5 月 22 日 (月)	午前 11 時から 午後 2 時まで	浜島産業振興会館「ちちろ」
令和 5 年 5 月 23 日 (火)	午前 10 時 30 分から 午後 3 時まで	磯部生涯学習センター 1 階
令和 5 年 5 月 24 日 (水)	午前 10 時 30 分から 午後 4 時まで	志摩市商工会館
令和 5 年 5 月 25 日 (木)	午前 9 時から 午後 3 時まで	志摩市商工会館

三重県告示第 203 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱(昭和 52 年三重県告示第 52 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の表中第 22 号の項 (A) の欄から (C) の欄までを次のように改める。

地方スポーツ・文化振興費補助金	中学校の部活動における地域移行の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等の支援及び部活動指導員の配置支援を行い、部活動の充実・活性化を図る。	協議会開催等に要する経費及び部活動指導員配置に要する経費
-----------------	---	------------------------------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和 4 年度分の補助金等から適用する。

公 告

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 氏名又は名称  
永井自動車工業株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
三重県四日市市北浜田町 9 番 14 号
- 3 指定の取消しの年月日  
令和 5 年 2 月 28 日

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種（A・B 類疾病）の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
永井 義雄	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
吉田 悟	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
岩田 昇	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
多湖 三重	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
湯澤 則子	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
伊佐地 秀司	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
唐澤 宗稔	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
竹内 秀和	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
立忝 良崇	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
野田 悠平	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
福井 聡介	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
石井 良和	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
神農 英雄	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
東口 高志	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
森 寛暁	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
南條 邦夫	東新クリニック	桑名市江場 20
藤岡 正紀	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
堀口 駿一	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
水越 幸輔	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
渡邊 晋	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
中井 亨	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
秋山 言宇	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
磯部 太一	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
伊藤 節嗣	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
今井 亨	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
小野田 尚輝	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
加納 收	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
喜多 渚	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
杉本 賢政	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
辻 祐樹	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
中地 悌喜	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
中森 麗乃	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
中山 貴仁	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
二宮 隆仁	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
丹羽 晴香	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
半田 忠幹	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
宮下 紘一	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
村田 知樹	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
山田 大智	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11

横山 忠弘	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
飯尾 滉太郎	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
太田 晶子	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
小倉 友二	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
畑田 剛	桑名市総合医療センター	桑名市寿町 3-11
川出 洋平	青木内科	桑名市新西方 2-82
中村 太二	青木内科	桑名市新西方 2-82
鈴木 伯征	青木内科	桑名市新西方 2-82
湯浅 徹也	ゆあさ皮フ科	桑名市星見ヶ丘 3-802-1
村松 正俊	ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘 7-305
村松 賢	ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘 7-305
松岡 文弥	松岡医院	桑名市西別所 302
岡本 充功	桑名もり内科	桑名市西方 499
一木 貴	桑名もり内科	桑名市西方 499
山室 周子	山室内科	桑名市多度町小山 1875
中瀬古 春奈	さとう糖尿病・訪問診療クリニック	桑名市大央町 21-15
平尾 亮人	大仲ファミリークリニック	桑名市大仲新田屋敷 327-2
伊藤 祐史	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
加藤 雅弘	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
伊藤 達也	もりえい病院	桑名市内堀 28-1
佐藤 良子	佐藤内科	桑名市福島新町 26
泉 恭代	泉内科・消化器内科	桑名市北別所 416-1
村嶋 佑美	日下病院	いなべ市北勢町阿下喜 680
中島 悠貴	北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525
大平 哲宏	北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525
細川 裕太	北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525
森田 みのり	もりえい病院附属伊勢湾岸クリニック	桑名郡木曾岬町和富 10-17
阿部 浩崇	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
佐藤 俊昭	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
山本 竜大	松本街道クリニック	四日市市赤堀 2-5-24 2階
杉浦 武	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
岩永 孝雄	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
山脇 真	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
松村 正保	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
多田 豊治	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
松本 好市	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
白倉 由隆	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
小川 愛	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
多喜 雅人	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
伊東 雅純	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
市川 慎太郎	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
畑川 恵理奈	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
菅 康二郎	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
長柄 裕輝	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
大岡 香織	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8

黒部 勇輔	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
森田 翔一	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
櫻井 洋	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
谷口 利江	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
檜森 亮吾	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
堀部 佳代	四日市消化器病センター	四日市市下海老町字高松 185-3
加藤 高志	いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749-37
渡邊 麻里	いしが在宅ケアクリニック	四日市市山城町 749-37
畑田 健三	小山田老人保健施設	四日市市山田町 5501-1
高橋 吉仁	小山田老人保健施設	四日市市山田町 5501-1
岸本 利洋	小山田老人保健施設	四日市市山田町 5501-1
小島 精	介護老人保健施設みえの郷	四日市市山田町 5538-1
池田 拓也	主体会病院	四日市市城北町 8-1
加藤 克己	主体会病院	四日市市城北町 8-1
近藤 彩乃	主体会病院	四日市市城北町 8-1
栗原 康輔	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
林 良一	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
伊藤 大介	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
田端 勇作	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
増田 和記	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
寺田 有輝	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山本 晃	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
手嶋 将人	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
大須賀 一輝	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
太田 あす香	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
大部 楓馬	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
小関 詩津恵	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
高木 里英子	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
森 友里佳	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山口 拓真	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
山本 真優	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
吉永 千夏	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
和田 南美	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
横江 毅	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
宮地 志穂里	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
玉石 希絵	三重県立総合医療センター	四日市市大字日永 5450-132
内田 理美	内田クリニック	三重郡菰野町小島 1157
中野 譲子	川越伊藤医院	三重郡川越町豊田 299-1
中原 博紀	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
渡邊 栄子	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
浅山 健太郎	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
松浦 有里	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
出崎 良輔	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
橋本 青摩	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
水谷 実	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53

浅田 玲於奈	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
中川 啓輔	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
大橋 智貴	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
竹中 喬紀	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
長谷川 文哉	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
大植 優里	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
岡田 真名人	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
久保 寿美	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
王 碩林	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
佐羽 勇輝	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
山下 大輝	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53
三浦 広嗣	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
石浦 純子	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
藪 晃大	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
塩野 泰功	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
吉田 祐輝	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
村瀬 直人	村瀬病院	鈴鹿市神戸 3-12-10
廣瀬 和徳	ひろせ胃腸科外科	鈴鹿市飯野寺家町 235-4
森 正博	森耳鼻咽喉科	鈴鹿市飯野寺家町 830
重光 やよい	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
津田 まち子	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
駒田 裕之	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
松尾 浩司	松尾内科クリニック	鈴鹿市平田新町 2-2
水谷 聡	水谷皮フ科クリニック	津市新町 3 丁目 6-22
武内 秀之	武内病院	津市一色町 215-1
黒部 美智子	武内病院	津市一色町 215-1
倉田 竜也	武内病院	津市一色町 215-1
南 信行	武内病院	津市一色町 215-1
藤本 美香	武内病院	津市一色町 215-1
伊藤 尚子	武内病院	津市一色町 215-1
高橋 英里	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
堀江 潤	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山田 啓太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤 稔之	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
野瀬 賢治	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
中村 雅也	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
弓削 拓也	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
鈴木 雅大	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
秋山 雅裕	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
伊藤 道子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山脇 正裕	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
家城 洋平	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
大森 拓	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
北野 詳太郎	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
桐井 陽祐	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174

新貝 達	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
高橋 大輔	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
東 夏未	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
藤原 直人	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
別府 剛志	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
牧野 翠	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
毛利 元信	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
水谷 健佑	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
宮崎 景	みえ医療福祉生活協同組合高茶屋診療所	津市高茶屋 5-11-48
野田 悦生	榑原温泉病院	津市榑原町 1033-4
水谷 智子	水谷皮フ科クリニック	津市新町 3-6-22
水谷 仁	水谷皮フ科クリニック	津市新町 3-6-22
水谷 花菜	水谷皮フ科クリニック	津市新町 3-6-22
李 由紀	津生協病院	津市船頭町 1721
西浦 樹理	津生協病院	津市船頭町 1721
宮本 憲	津生協病院	津市船頭町 1721
角田 哲也	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
村上 尚	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
横手 大輝	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
菅田 健	三重病院	津市大里窪田町 357
有馬 智之	三重病院	津市大里窪田町 357
東 礼次郎	三重病院	津市大里窪田町 357
西田 敬弘	三重病院	津市大里窪田町 357
井口 普敬	若葉病院	津市南中央 28-13
黒田 真里奈	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
山本 初実	介護老人保健施設つつじの里	津市白山町二本木 1163
笹邊 淳	一志ささベクリニック	津市一志町高野 229-1
笹邊 萌絵	一志ささベクリニック	津市一志町高野 229-1
矢田 健一郎	中村脳外科クリニック	松阪市駅部田町 752-1
中本 牧子	井口小児科	松阪市嬉野町 1455-3
前山 桂子	南勢病院	松阪市山室町 2275
宇野 研一郎	宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3
宇野 伸郎	宇野胃腸内科・脳神経内科	松阪市市場庄町 1105-3
小村 伸郎	こむら胃腸内科	松阪市船江町 471-10
小村 明夫	こむら胃腸内科	松阪市船江町 471-10
竹内 茂人	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
綿重 直樹	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
森 琴子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
辻 誠	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
百々 裕子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
平野 志織	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
種村 祐紀	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
山口 和摩	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
渡邊 大和	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
井上 れみ	松阪市民病院	松阪市殿町 1550

近藤 瞭太郎	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
杉谷 侑亮	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
住吉 賢治	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
中込 浩介	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
西村 卓真	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
服部 優奈	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
水谷 周平	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
安井 浩樹	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
吉田 晃己	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
吉元 琢真	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
杉谷 住吉	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
伊藤 温志	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
小原 信	小原産婦人科	伊勢市宮後 1-5-3
小原 杏那	小原産婦人科	伊勢市宮後 1-5-3
小島 裕治	伊勢慶友病院	伊勢市常磐 2-7-28
池田 智哉	桃取診療所	鳥羽市桃取町 219
中島 雅彦	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
林 俊太	志摩市民病院	志摩市大王町波切 1941-1
日下 伸明	志摩市民病院	志摩市大王町波切 1941-1
川妻 史明	国民健康保険浜島診療所	志摩市浜島町浜島 3261-1
大屋 正樹	在宅・総合診療スマイルクリニック	志摩市浜島町浜島 1779-11
上杉 佳穂	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545
加茂 和敏	総合医療クリニック桔梗	名張市桔梗が丘 5-9-1812-1
平松 通徳	夢眠クリニック名張	名張市東町 1901-1
清水 雄三	しみずハートクリニック	伊賀市上野愛宕町 1940-2
前川 有里	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
加島 江美子	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
中村 彰秀	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
宮田 和明	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
石原 寿真	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
大賀 天弘	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
宮座 静香	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
加山 優	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
川口 晃平	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
竹田 英光	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
徳田 憲晃	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
中島 司	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
藤井 恵可	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
前阪 郁賢	岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734
宮本 賀	宮本医院	伊賀市猪田 1605
宮本 美也子	宮本医院	伊賀市猪田 1605
松村 一弘	阿山共生会河合診療所	伊賀市馬場 1121-2
遠藤 善裕	阿山共生会河合診療所	伊賀市馬場 1121-2
齋木 良介	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
大森 隆夫	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25

日下 秀人	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
錦 純一郎	長島回生病院	北牟婁郡紀北町東長島 2
大矢 しま	熊野病院	熊野市久生屋町 868
利重 貴浩	熊野病院	熊野市久生屋町 868
小野 佑太	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
古崎 陽一	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
新田 淳	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
柴田 創司	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
佐藤 文典	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750
栗本 勝弘	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和 4750

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種のうち同法第 2 条第 2 項に規定する A 類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一見勝之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
坂本 花菜	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
高瀬 貴文	三重病院	津市大里窪田町 357
多喜 祥子	三重病院	津市大里窪田町 357
江森 功一	伊勢赤十字病院	伊勢市船江 1-471-2

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種のうち同法第 2 条第 3 項に規定する B 類疾病に係る予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師について公告します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一見勝之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
佐藤 梨枝	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
与那覇 靖	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
水野 義久	伊賀町診療所	桑名市伊賀町 55-2
長井 優	東新クリニック	桑名市江場 20
木瀬 英明	させ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 2027-2
法山 大造	多度あやめ病院	桑名市多度町柚井 1702
松浦 彰伸	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
由良 義充	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
平野 達也	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
加藤 早紀	青木記念病院	桑名市中央町 5-7
嘉陽 織江	はなみずき皮ふ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1F
家田 俊明	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
水野 祐一郎	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
青山 佳永	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
真柄 徹也	いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜 771
諸沢 俊介	東員病院	員弁郡東員町穴太 2400
平田 陽一	総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039
山田 晋太郎	北部陽光苑診療所	東員町山田 3600-1

浅野 貴光	北勢ヶアクリニック	三重郡菰野町千草 6460-27
山本 礼	菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75
中村 元樹	菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75
舟橋 整	菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75
吉田 暉平	菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75
櫻内 靖浩	くわな共立クリニック	三重郡朝日町縄生 353-1
中村 嘉宏	くわな共立クリニック	三重郡朝日町縄生 353-1
一尾 享史	さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390
一尾 多佳子	さくらの森眼科	鈴鹿市岸岡町 3390
須藤 隆夫	もみの木整形外科	津市芸濃町椋本 5069-6
津田 知子	つだメンタルクリニック	津市広明町 358 大橋ビル 2 階
武内 操	武内病院	津市一色町 215-1
近藤 朋子	武内病院	津市一色町 215-1
塚田 哲也	武内病院	津市一色町 215-1
谷川 寛自	第二岩崎病院	津市一身田町 387
樋口 成臣	とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里 273-1
小倉 行雄	トータルサポートクリニック津	津市丸之内 17-8 東丸之内ビル 2F
岡出 莉奈	トータルサポートクリニック津	津市丸之内 17-8 東丸之内ビル 2F
平沼 修	井上内科病院	津市久居井戸山町 759
中久木 哲也	吉田クリニック	津市栗真中山町 79-5
田中 隆光	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
杉岡 直弥	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
古橋 一樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
森 洋樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
森 睦貴	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
宇野 拳太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
荒木 賢	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
佐々木 豪	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
舘 佳樹	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
中村 洋輔	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
西口 晴菜	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
藤原 野須子	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
小寺 秀樹	花の道こてら整形外科クリニック	津市高野尾町 1897-74
田岡 大樹	榊原温泉病院	津市榊原町 1033-4
樋口 宗史	榊原白鳳病院	津市榊原町 5630
藪 泰宜	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
岩佐 賢一	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
田村 猛	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
中島 弘喜	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
荒木 里香	三重病院	津市大里窪田町 357
清原 実千代	津腎クリニック	津市北丸之内 92
小藪 助成	津腎クリニック	津市北丸之内 92
荘司 邦夫	介護老人保健施設つつじの里	津市白山町二本木 1163
大森 直美	いおうじ応急クリニック	松阪市久保町 1925
岡田 義文	いおうじ応急クリニック	松阪市久保町 1925

井上 義夫	伊勢志摩腎クリニック松阪分院	松阪市宮町堂ノ後 153-1
清水 康裕	花の丘病院	松阪市山室町 707-3
山本 義介	花の丘病院	松阪市山室町 707-3
谷口 健太郎	松阪中央総合病院	松阪市川井町小望 102
小村 成臣	こむら胃腸内科	松阪市船江町 471-10
加藤 奈津子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
車 有紀	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
紅林 真理絵	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
杉野 雄一	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
鈴木 陽	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
田島 祐	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
谷川 智美	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
辻 優花	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
野田 真理子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
渡邊 麻衣子	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1-15-6
江角 征哉	松阪市民病院	松阪市殿町 1550
小池 哲史	まとかた大西クリニック	松阪市東黒部町 835
瀧川 喜一	まとかた大西クリニック	松阪市東黒部町 835
小倉 明人	大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬 663-2
島田 拓弥	大台町介護老人保健施設みやがわ	多気郡大台町江馬 114
萩原 莉花	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038
小林 凱	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038
藤田 泰裕	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
李 正焜	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
小島 玲那	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
西場 大喜	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
鈴木 寛人	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
古川 亜実	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
石黒 茂夫	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
加藤 夕貴	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
高井 咲弥	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
大澤 俊介	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
光廣 直貴	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
水谷 聡	西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375
永久 成一	寺田病院	名張市夏見 3260-1
大六野 誠	信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888
岡崎 康輔	信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888
井川 大輔	信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888
河野 浩人	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
鉢呂 康平	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
清水 浩一	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
梶原 達也	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
高山 昇之	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
富岡 大資	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
中谷 中	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831

藤川 裕之	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
橋本 清	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町 831
行本 弘樹	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
坂口 慎太郎	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
横井 勇真	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25
早崎 碧泉	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町 5-25

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による予防接種の実施に関し県内全市町長に協力する旨を承諾した医師の承諾が撤回されましたので公告します。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所	
河野 照子	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
山口 直哉	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
和田 守史	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
飯田 邦彦	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
大石 英生	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
原 佑太朗	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
松浦 恩来	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘 1 番地
佐橋 浩市	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
村田 英和	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
近藤 匡史	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
玉谷 宏	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000
吉山 繁幸	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
谷村 宗義	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
福井 淑崇	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町 10-8
齊藤 高明	菰野厚生病院	三重郡菰野町福村 75
鈴木 寛人	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里 112-1
古田 裕美	塩川病院	鈴鹿市平田 1-3-7
梅田 一清	介護老人保健施設あのを	津市安濃町東観音寺 353
脇田 英明	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
田中 雅文	久居病院	津市戸木町 5043
岩城 克則	トータルサポートクリニック津	津市丸之内 17-8 東丸之内ビル 2F
松井 公生	小渕医院	津市一志町高野 254-1
濱口 謙蔵	第二岩崎病院	津市一身田町 387
野田 真理子	三重県立一志病院	津市白山町南家城 616
和田 潔人	千里クリニック	津市河芸町東千里 6-1
金森 春佳	遠山病院	津市南新町 17-22
浦和 昌史	豊里クリニック	津市豊が丘 2-46-3
富田 将司	永井病院	津市西丸之内 29-29
坂元 士月	みえ医療福祉生活協同組合高茶屋診療所	津市高茶屋 5-11-48
小畑 精一郎	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
竹田 奨	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
西 佑記	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1

濱本 妙子	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
前田 佐知	三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1
三井 貞三	三井整形外科	津市雲出本郷町 1400-1
重盛 恒彦	若葉病院	津市南中央 28-13
中本 牧子	三重病院	津市大里窪田町 357
浜田 佳奈	三重病院	津市大里窪田町 357
後藤 幹伸	榊原温泉病院	津市榊原町 1033-4
岡本 さやか	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
竹中 楽	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
西脇 大雅	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
牧野 稜	藤田医科大学七栗記念病院	津市大鳥町 424-1
中藤 大輔	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
福山 曜	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
米野 翔太	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
玉田 達也	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋 2-174
山崎 順彦	ルミナスクリニック	津市安濃町曾根 833-6
蒔田 晶子	久居病院	津市戸木町 5043
谷本 修二	伊勢志摩腎クリニック松阪分院	松阪市宮町堂ノ後 153-1
狩山 直之	松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2
中村 文明	中村脳外科クリニック	松阪市駅部田町 752-1
鈴木 寛人	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257
松本 美富士	西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375
西岡 久寿樹	西岡記念セントラルクリニック	志摩市磯部町迫間 375

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業用排水施設整備事業（小規模）三雲北部地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 3 月 28 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和 5 年 3 月 29 日から同年 4 月 25 日まで
- 縦覧の場所  
松阪市役所産業文化部北部農林水産事務所（松阪市嬉野町 1434 番地）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、湛水防除事業楠地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日か

ら起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和5年3月29日から同年4月25日まで
- 3 縦覧の場所  
四日市市役所商工農水部農水振興課（四日市市諏訪町1番5号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

住山土地改良区（亀山市住山町352）

退任理事

亀山市住山町 352

〃 〃 118-1

〃 〃 354

〃 〃 498-5

〃 〃 135

〃 〃 383

〃 〃 377

〃 羽若町 797-9

服部 紀郎

服部 信明

服部 興太郎

服部 英雄

服部 裕

服部 喜代一

大泉 廣巳

川戸 博

退任監事

亀山市住山町 310-1

〃 〃 304

服部 功

服部 武彦

就任理事

亀山市住山町 352

〃 〃 144

〃 〃 354

〃 〃 498-5

〃 〃 135

〃 〃 383

〃 〃 377

〃 羽若町 797-9

服部 紀郎

服部 鋼一

服部 興太郎

服部 英雄

服部 裕

服部 喜代一

大泉 廣巳

川戸 博

就任監事

亀山市住山町 310-1

〃 亀田町 444

服部 功

葛西 功

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

- 2 作業期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
  - 3 作業地域  
三重県全域
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量（国土広域情報修正）
  - 2 作業期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
  - 3 作業地域  
三重県全域
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和5年2月28日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）
  - 2 作業地域  
四日市市、桑名市及び三重郡朝日町
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和5年3月6日から同年8月8日まで
  - 3 作業地域  
いなべ市北勢町二之瀬
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
  - 2 作業期間  
令和5年3月3日から同年6月13日まで
  - 3 作業地域  
度会郡大紀町神原
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年2月21日に終了した旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
津市芸濃町荻野及び同市安濃町安濃

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月6日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
桑名市長島町東殿名

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測深）
- 2 作業地域  
桑名市大字東汰上、同市大字上之輪、同市大字上深谷部、同市大字今島、同市多度町肱江、同市多度町下野代、同市多度町中須、同市多度町南之郷、同市多度町大鳥居、同市多度町香取、同市多度町福永、同市多度町平古、同市多度町上之郷、同市長島町西外面、同市長島町千倉、同市長島町下坂手、同市長島町上坂手、同市長島町杉江及び同市長島町松之木

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年2月28日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
伊勢市小俣町元町、同市小俣町宮前、同市川端町、松阪市嬉野天花寺町、同市嬉野中川町、同市嬉野一志町、鈴鹿市上野町、同市庄野町、同市山辺町及び同市加佐登町

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年2月28日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和5年3月28日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域  
度会郡南伊勢町始神

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和5年3月28日

## 三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和5年 3月10日	伊勢市上地町字中荒切 4331 ほか1筆	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-1 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
令和5年 3月10日	いなべ市員弁町楚原字一本松 772-1 ほか5筆	愛知県名古屋市東区東片端町24 ハセガワビル2F 清水アセットマネジメント株式会社 代表取締役 清水昌史

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年3月28日

三重県警察本部長 難波正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

IC運転免許証作成システム賃貸借（保守付き）

※ 納入、調整等の諸経費を含む。

(2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限及び設置・調整等

ア 納入期限

令和6年12月27日（金）

イ 設置・調整等

(ア) 警察庁総合試験に参加する機器（運転免許センターに設置）

令和6年7月31日（水）

※ 警察庁総合試験の日程に対応すること。対象機器及び警察庁総合試験の具体的な日程は別途提示する。

(イ) 上記以外の機器

令和6年10月31日（木）

(4) 履行場所（納入場所）

三重県警察本部交通部運転免許センター及び各警察署

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 4の入札参加申請締切日時までに、4(2)の機能確認書（別紙様式第3）を提出【FAX又はメール可】し、三重県警察の承認を得ていること。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
  - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
  - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
  - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
  - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年4月25日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、併せて(2)の機能確認書（別紙様式3）【FAX又はメール可】を提出した上、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(6)までの書類を提出してください。(3)、(4)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
  - (2) 機能確認書（別紙様式3）
  - (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
  - (5) メンテナンス体制表（別紙様式1）
  - (6) 機器等・役務リスト（別紙様式2）
- 提出された機器等・役務リスト及び機能確認書に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器等・役務リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。提出は1回のみ。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。
- ※ 機器確認に3～4週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村  
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和5年5月19日（金）まで調達システムにより提供します。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知
    - ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年5月15日（月）17時までに本システム上で通知を行います。
    - ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年5月15日（月）17時までに通知書を発送します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所  
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年5月19日（金）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年5月19日（金）15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案 件 名 IC運転免許証作成システム賃貸借（保守付き）入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年5月19日（金）15時10分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札は、本案件すべてに係る総価での入札とします。

予定価格の構成比率は以下のとおりとします。

賃貸借料（導入経費及び保守経費を含む。） 25%

消耗品費 75%

入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

## 要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

## (1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of the IC driver's license making system.

## (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, May 19, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Friday, May 19, 2023.

## (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, May 19, 2023.

## (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel:059-222-0110 (EXT.2261)

Fax:059-226-9917

---

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年3月28日

三重県警察本部長 難波正樹

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入物品及び数量

三重県警察放置駐車違反管理・処理システム及び交通反則通告管理システム賃貸借

## (2) 契約の特質等

購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 納入期限等

## ア 納入期限

令和5年12月28日（木）

## イ 賃貸借期間

令和6年1月1日（月）～令和11年12月31日（月）

- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県警察本部、高速道路交通警察隊及び県下各警察署
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 4の入札参加申請締切日時までに、4(2)の機器等機能証明書を提出【FAX又はメール可】し、三重県警察の承認を得ていること。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和5年4月25日（火）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、併せて(2)の機器等機能証明書【FAX又はメール可】を提出した上、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(6)までの書類を提出してください。(3)、(4)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 機器等機能証明書
- (3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) ①駐車システム機能証明、②通告システム機能証明及び③処理システム機能証明
- (6) 機器等・役務リスト
- 提出された機器等・役務リスト及び機能確認書に基づき確認を行い、サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されない場合は、入札を無効扱いとします。機器等・役務リストには、今回対応可能な機器（機種数制限なし。提出は1回のみ。）について通番を優先順位とみなして内容を記載してください。サプライチェーン・リスクの恐れがないと確認した優先順位最上位のものを採用するものとします。
- ※ 機器確認に3～4週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒514-8514 三重県津市栄町一丁目100番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 中村

電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

- (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法  
本公告日から令和5年5月19日（金）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年5月15日（月）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合  
令和5年5月15日（月）17時までに通知書を発送します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年5月19日（金）14時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和5年5月19日（金）14時まで  
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。  
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。
- 送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受 取 人 三重県警察本部警務部会計課調達係  
案 件 名 三重県警察放置駐車違反管理・処理システム及び交通反則通告管理システム賃貸借入札書在中
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和5年5月19日（金）14時10分  
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。  
また、予算の関係上、入札価格の構成比率は、概ね以下のとおりとします。
- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| <u>委託料（導入経費）</u>              | <u>43%</u> |
| <u>使用料及び賃借料（6年間の保守付きリース料）</u> | <u>33%</u> |
| <u>委託料（6年間のシステム運用保守）</u>      | <u>22%</u> |
- イ 入札保証金  
入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。  
なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。
- ウ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154

号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of The Mie Prefectural Police Management System for Illegal Parking.

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Friday, May 19, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 2:00 P.M. on Friday, May 19, 2023.

#### (3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Friday, May 19, 2023.

#### (4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

Tel:059-222-0110 (EXT.2261)

Fax:059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---